

高梁市下水道事業経営戦略

令和5年1月

高梁市

第1章 はじめに

1 経営戦略策定の趣旨と位置づけ

(1) 経営戦略策定の趣旨

下水道は、生活環境の改善と公用水地域の水質保全を図るとともに、浸水を防除する重要かつ公共性・公益性の高い施設です。

本市の下水道事業は、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業として、昭和52年度に事業開始し、生活排水等の汚水処理整備区域を順次広げるとともに、浸水が想定される地域の雨水排水施設の整備を進めてきました。

その他の地域では、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業として施設整備を進め、排水処理を行っています。

平成28年1月に策定（令和2年12月改訂）した「高梁市人口ビジョン」では、昭和25年を頂点として減少を続けており今後も減少が見込まれ、それに伴い、個々の水使用量も低減することが見込まれる中で、今後ますます厳しい経営を強いられることが予想されます。一方で既存の各施設は設置から相当年数が経過し、浄化センターや中継ポンプ場等の施設における経年的な機能低下や管渠の老朽化に対応するため、計画的な改築更新や修繕を実施していく必要があります。

このような状況で、平成29年2月に中長期的な経営の基本計画となる「高梁市下水道事業経営戦略」を策定し、支出の削減や未接続世帯への啓発、下水道施設の長寿命化を含めた計画的な改築等の経営努力を行ってきました。

今後も厳しい経営環境が続くことが見込まれる状況で、令和2年度に地方公営企業法の財務規定等の適用を開始したところであり、経営や資産等の状況の的確な把握と分析による一層の経営基盤の強化を図ることが求められています。

そうした背景の中、それらを踏まえた新たな「高梁市下水道事業経営戦略」を策定することで、将来にわたって安定的な経営の実現を目指していきます。

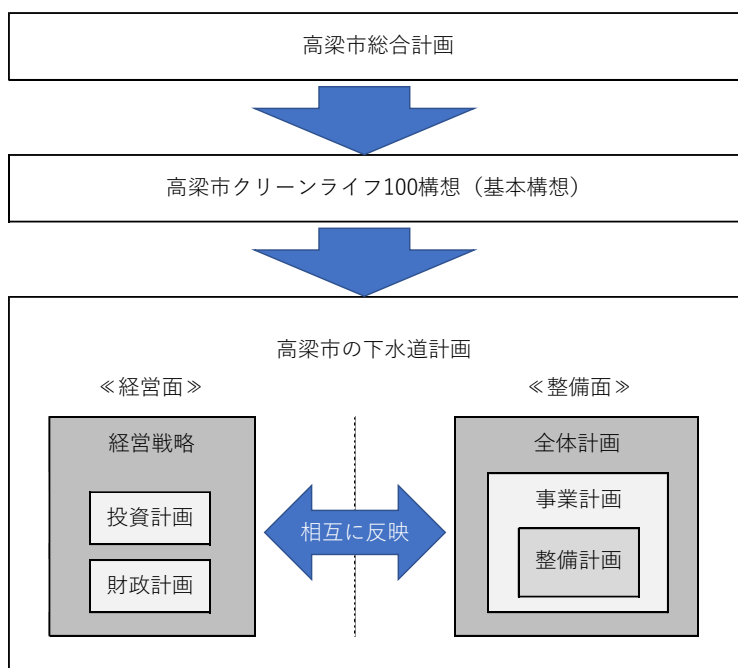
(2) 経営戦略の位置づけ

この「高梁市下水道事業経営戦略」は、平成 29 年 2 月に策定した「高梁市下水道事業経営戦略」を基礎として、本市の事業運営状況の変化を受けて策定するものです。

「高梁市下水道事業経営戦略」は、本市の上位計画である「高梁市総合計画」、効率的かつ効果的な整備を図るための基本構想である「高梁市クリーンライフ 100 構想」（平成 28 年 3 月）との整合を図り、本市の下水道事業における中長期的な経営の基本計画として位置づけるものです。

また、策定にあたり、「高梁市公共下水道事業計画」（計画期間：令和 3 年度～令和 7 年度）、「社会資本総合整備計画」や「ストックマネジメント計画」等の各整備計画との整合を図るとともに、SDGs（持続可能な開発目標）を意識したものとします。

【経営戦略の位置づけ】



2 計画期間

令和 4 年度から令和 13 年度までの 10 年間とします。

第2章 下水道事業の現状

1 事業の概要

(1) 事業の概要

本市の下水道事業で最も規模が大きい公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業は、昭和 52 年度に高梁川左岸の市街地で市の中心部に相当する約 115ha の事業認可を受け事業開始しました。昭和 59 年度に高梁雨水ポンプ場が一部完成し、また、昭和 62 年 10 月に高梁浄化センターの供用開始を行っています。その後、数回に及ぶ事業計画区域の追加を行っていましたが、令和元年度には、「高梁市クリーンライフ 100 構想」（平成 28 年 3 月）との整合を図り、汚水の事業計画区域を整理しました。令和 2 年度末で公共下水道事業と特定環境保全公共下水道を合わせ、汚水整備面積は 519ha（公共下水道 466ha、特定環境保全公共下水道 53ha）で整備が完了し、雨水整備面積は 377ha（公共下水道 363ha、特定環境保全公共下水道 14ha）、整理率は、81.4%となっています。

また、農業集落排水事業として樽井ダム近傍の 4.7ha において日量 54 m³を処理できる櫓井処理場を整備しています。有漢地域においては、特定地域生活排水処理事業として、市設置浄化槽 177 基の整備を完了しています。

水洗化人口は、令和 2 年度末で、公共下水道事業が 96.5%、特定環境保全公共下水道事業が 88.5%、農業集落排水事業及び特定環境保全公共下水道事業は 100%となっています。

【各下水道事業の対象・範囲】

	対象区域
公共下水道	主に市街地（都市計画区域）において行う下水道事業 （旧市街地、落合町近似、阿部、福地（境谷）、高倉町大瀬八長（八長）、玉川町玉（神崎）
特定環境保全 公共下水道	市街地区域以外で行う下水道事業 （津川町今津、玉川町玉、高倉町大瀬八長（大瀬）、田井（肉谷）、松原町神原の一部）
農業集落排水	農業集落における水質汚濁防止事業（櫓井地区）
特定地域生活 排水処理	市設置浄化槽事業（有漢地域）

各事業における面積、人口、整備率、水洗化率等の事業規模は、次のとおりです。

令和元年度の高梁市下水道事業計画変更により整備計画を実態に合わせて見直した結果、汚水事業の整備率は100%となりました。雨水事業は整備が残っており、令和7年度に完了予定です。

【各事業の人口、面積規模、整備率及び水洗化率（令和2年度）】

	公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集落 排水	特定地域生 活排水処理	合計
事業計画区域面積 【汚水】(ha)	466	53	5	4,669	5,193
処理区域面積【汚水】 (ha)	466	53	5	4,669	5,193
整備率【汚水】 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
事業計画区域面積 【雨水】(ha)	449	14	－	－	463
処理区域面積【雨水】 (ha)	363	14	－	－	377
整備率【雨水】 (%)	80.8	100.0	－	－	81.4
処理区域内人口(人)	11,559	1,161	53	462	13,235
水洗化人口(人)	11,160	1,028	53	462	12,703
水洗化率(%)	96.5	88.5	100.0	100.0	96.0

各事業の維持管理に関する金額は、次のとおりです。

公共下水道事業が維持管理に関する収支のほとんどの割合を占めています。

維持管理費が使用料収益と雨水処理負担金を超えており、資本費（減価償却費及び支払利息）とともに維持管理費の不足分についても一般会計から繰入を受けている状況となっています。

【各事業の維持管理及び資本費に関する金額（令和２年度）】

	公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集落 排水	特定地域生 活排水処理	合計
使 用 料 収 益 (千円)	256,528	22,835	887	7,197	287,447
雨水処理負担金 (千円)	86,524	25,127	0	0	111,651
一般会計繰入金 (千円)	183,935	31,714	5,537	467	221,653
維 持 管 理 費 (※1)(千円)	414,483	57,244	4,512	6,024	482,263
減 価 償 却 費 (※2)(千円)	216,751	47,772	2,919	0	267,442
企 業 債 利 息 (千円)	80,478	19,115	1,639	1,540	102,772

(※1)維持管理費＝営業費用－減価償却費(※2)

(※2)長期前受金戻入控除後

各事業の財政状態は、次のとおりです。

資産、負債ともに公共下水道事業の金額が大きな割合を占め、特定環境保全公共下水道と合わせるとその割合は 98%以上となっています。固定負債と流動負債は主に企業債で構成されており、今後の事業経営により債務の圧縮を見込んでいます。

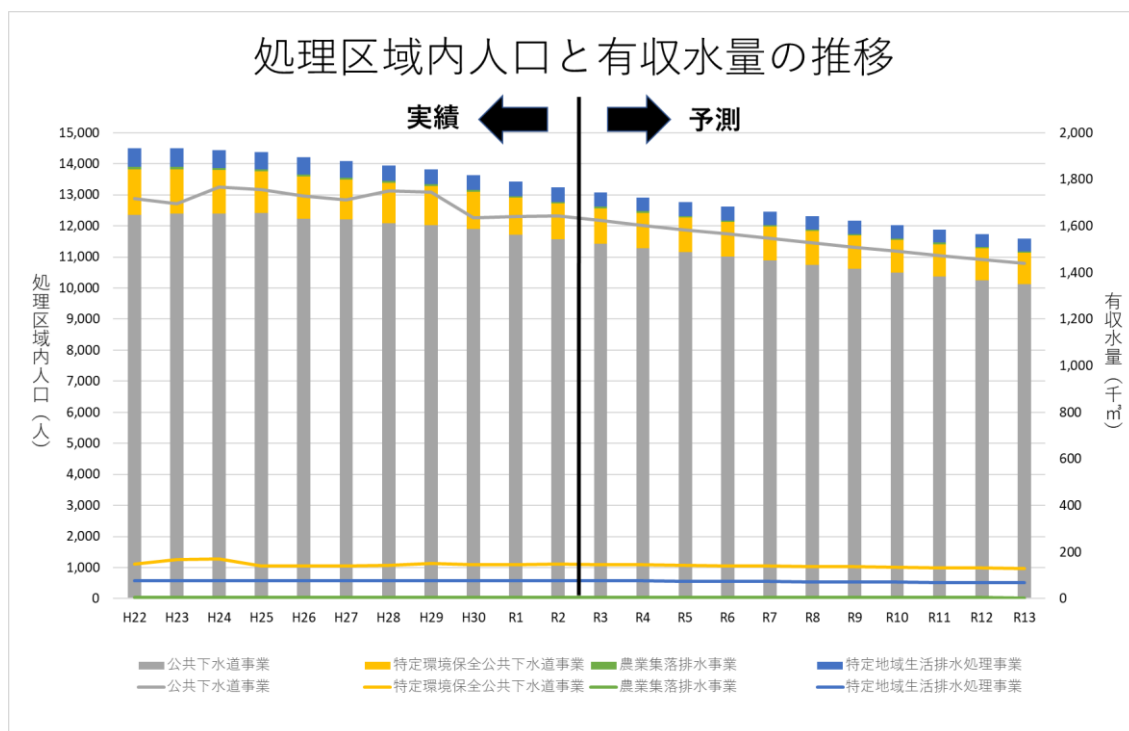
【各事業の財政状態（令和2年度）】

	公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集落 排水	特定地域生 活排水処理	合計
固定資産 (千円)	9,992,044	2,842,695	158,329	8,147	13,001,215
流動資産 (千円)	82,040	49,189	494	870	132,593
資産合計 (千円)	10,074,084	2,891,884	158,823	9,017	13,133,808
固定負債 (千円)	5,159,514	1,275,512	85,686	65,438	6,586,150
流動負債 (千円)	517,644	63,940	9,313	4,471	595,368
負債合計 (千円)	9,210,241	2,703,398	167,179	72,612	12,153,430
資本金 (千円)	609,169	178,709	3,989	3,301	795,168
剰余金 (千円)	254,674	9,777	△12,345	△66,896	185,210
資本合計 (千円)	863,843	188,486	△8,356	△63,595	980,378
負債・資本合計 (千円)	10,074,084	2,891,884	158,823	9,017	13,133,808

(2) 処理区域内人口と有収水量の実績と見通し

本市では、人口減少に伴い処理区域内人口の減少が続いています。この影響により、有収水量も徐々に減少しています。

今後もこの傾向は続くと考えられ、水洗化人口の減少、有収水量の低減が想定されます。



※：処理区域内人口…折れ線グラフ

有収水量…棒グラフ

令和3年度以降は予測値

2 施設の現状

(1) 施設の概況

本市の下水道事業において、令和2年度末現在での処理場、ポンプ場、浄化槽を合わせた構造物及び設備の総施設数は219、汚水管渠、雨水管渠を合わせた管渠の総延長は約167kmとなっています。内訳は次のとおりです。

施設名	公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集落排水	特定地域生活 排水	合計
処理場 (箇所)	1 (高梁浄化 センター)	*公共下水道 へ接続	1 (檜井処理場)	—	2
ポンプ場 【汚水】 (箇所)	2 (落合汚水中 継ポンプ場) (近似汚水中 継ポンプ場)	—	—	—	2
ポンプ場 【雨水】 (箇所)	1 (高梁雨水 ポンプ場)	1 (広瀬雨水 ポンプ場)	—	—	2
マンホールポ ンプ(箇所)	16	33	3	—	52
浄化槽 (基)	—	—	—	177	177
合計 (基、箇所)	20	18	4	177	219

施設名	公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集落排水	特定地域生活 排水	合計
汚水管渠 (km)	97	38	5	—	140
雨水管渠 (km)	27	—	—	—	27
管渠合計 (km)	124	38	5	—	167

(2) 固定資産の取得価額の内訳

本市の固定資産の内訳は、下表のとおり、64.49%が管渠を中心とした構築物となっており、電気設備などの機械及び装置が26.93%、建物が5.39%及び土地が3.18%となっています。

【取得価額の内訳（科目名称別）】

科目名称	取得価格割合
構築物	64.49%
建物	5.39%
機械及び装置	26.93%
車両運搬具	0.01%
土地	3.18%

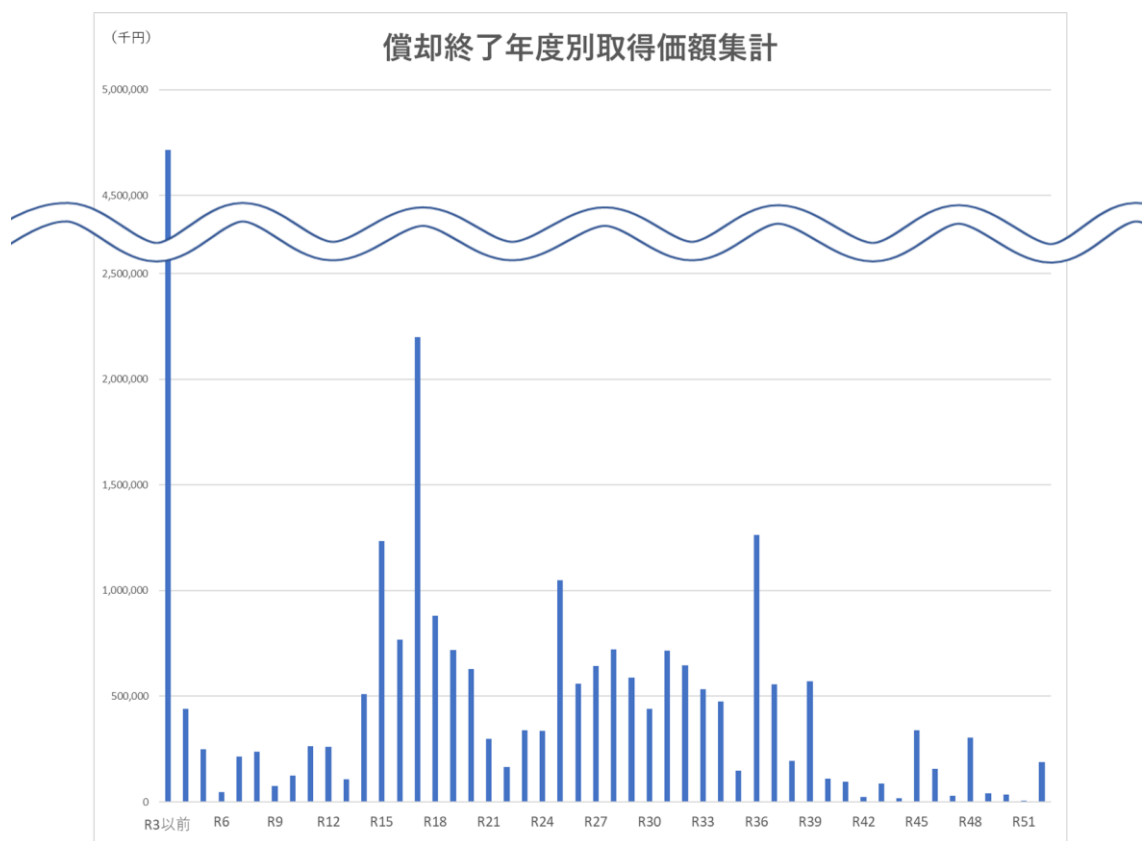
※：建設改良費を除く。

(3) 年代別取得価額と今後の見通し

本市の下水道事業は、昭和52年度に着手し、段階的に整備されており、現状では耐用年数を経過した電気設備、排水管など、土地以外の固定資産（当初取得価額ベースで253億円）のうち約18%（取得価額約45億円）が、既に耐用年数を経過した資産となっており、老朽化が進んでいる状況にあります。

更新投資のペースが速まらなければ、10～15年後には、耐用年数を経過し償却終了年度を迎える資産の額がピークに達し、特に令和17年には年間で22億円の資産が償却終了年度を迎えるなど、多額の更新投資が必要となることが想定されます。

現状では耐用年数の経過した資産が多額となっている中、今後も老朽化した機械装置及び排水管等が増加していくことが見込まれるため、将来の更新投資に向けて、計画的な財源確保策を検討していく必要があります。



※：現時点での償却済資産の取得価格合計

3 下水道使用料の状況

(1) 現在の下水道使用料体系

本市の下水道使用料体系（消費税込み）は、下表のとおりです。

公共下水道、特定環境保全公共下水道及び農業集落排水の使用料は、基本料金と単一従量料金制であり、特定地域生活排水処理浄化槽の月額使用料は、基本額で固定し、清掃を行った翌月に清掃加算等を徴収する体系となっています。

【表1 公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水使用料】

令和4年3月1日現在（消費税込み）

区分	使用料（1箇月につき）	
	基本料金	超過料金
一般汚水	8 m ³ まで 1,067 円	8 m ³ を超える水量 1 m ³ につき 176 円

【表2 特定地域生活排水処理浄化槽使用料】

令和4年3月1日現在（消費税込み）

使用料区分		金額		徴収時期
基本額		2,710 円		毎月徴収
加算額	清掃加算	5 人槽	21,160 円	浄化槽の清掃を行った月の翌月に基本額に加算して徴収
		7 人槽	24,930 円	
		10 人槽	29,440 円	
	修繕加算	浄化槽の修繕に要した費用に相当する額		浄化槽の修繕を完了した月の翌月に基本額に加算して徴収

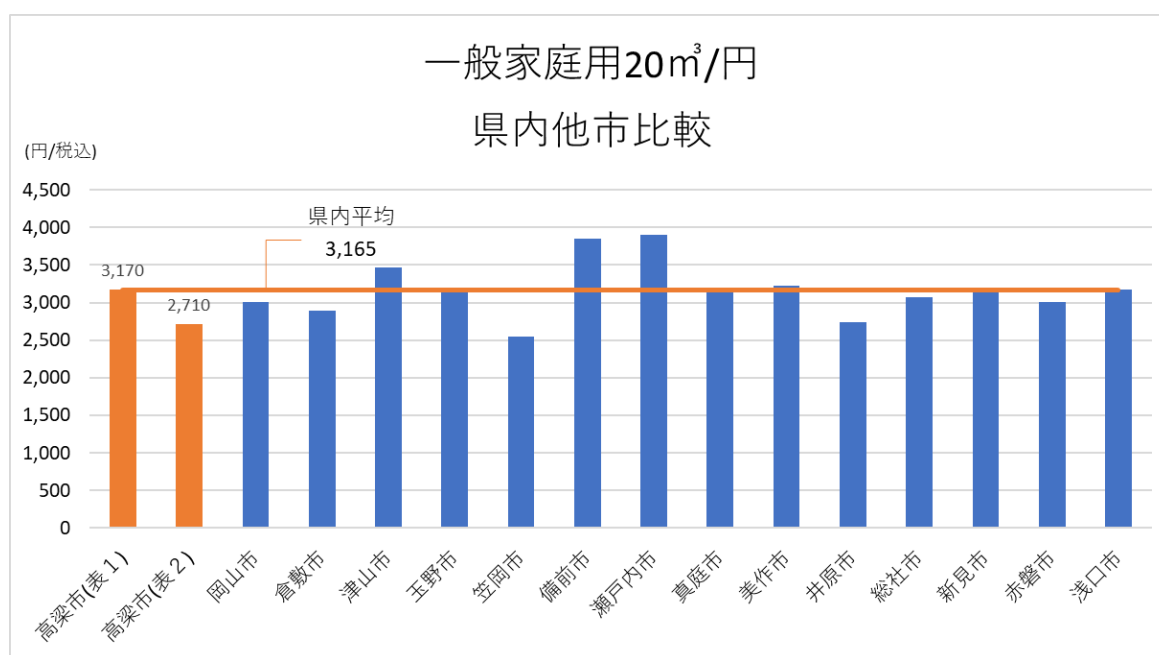
(2) 岡山県内他団体と比較した下水道使用料

①比較対象団体

選定の観点	比較対象団体				団体数
岡山県内 他団体 (市のみ)	・岡山市 ・笠岡市 ・備前市 ・美作市	・倉敷市 ・井原市 ・瀬戸内市 ・浅口市	・津山市 ・総社市 ・赤磐市	・玉野市 ・新見市 ・真庭市	14

②下水道使用料の他団体比較

一般家庭用・20 m³/月の下水道使用料（税込み）について県内他団体（市のみ）と比較すると平均的な使用料水準であり、各団体が近い使用料水準となっています。



※1：高梁市（表1）は前頁の表1の使用料体系

高梁市（表2）は前頁の表2の使用料体系により算定

※2：県内他団体の数値について、複数の下水道事業で使用料体系が異なる場合はその平均値

(3) 下水道使用料改定の見通し

本市の下水道使用料は 20 m³使用時には 144.5 円／m³（税抜き。ただし特定地域生活排水処理事業を除く。）ですが、法人等の大口使用者を含めると、総務省の繰出基準（※）及び社会資本整備総合交付金事業等の運用上で設定されている 150 円／m³（税抜き）を超えている状況です。

近隣他団体の状況を踏まえながら、今後も使用料の適切な水準を継続的に検討していきます。

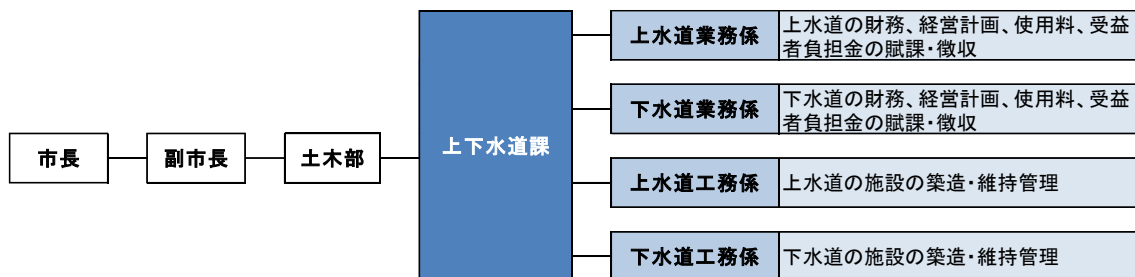
※：一般会計が公営企業の経営に対して負担すべき金額を決定するために総務省が定めた指針

4 組織の状況

(1) 組織の状況

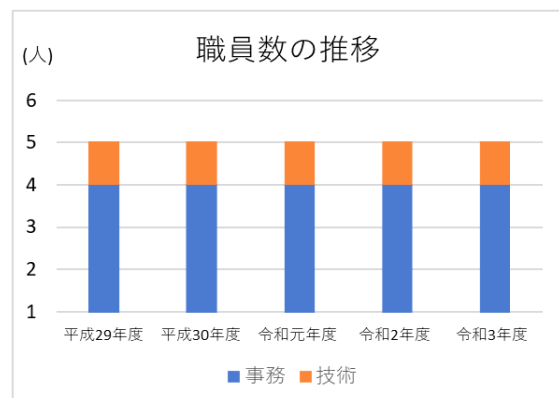
本市の下水道事業は、以下のとおり土木部内の上下水道課として、4つの係を設置したうえで、水道事業を同じ課内で実施しています。

【上下水道課の組織図】



(2) 職員の状況

本市の上下水道課下水道業務係と下水道工務係を合わせた職員数は、直近5年間で5名と増減はありません。そのうち事務職員が4名、技術職員が1名です。近年の職員の年齢構成をみると40代、50代の経験豊富な職員が比較的多く配置されています。



(3) 組織の見通し

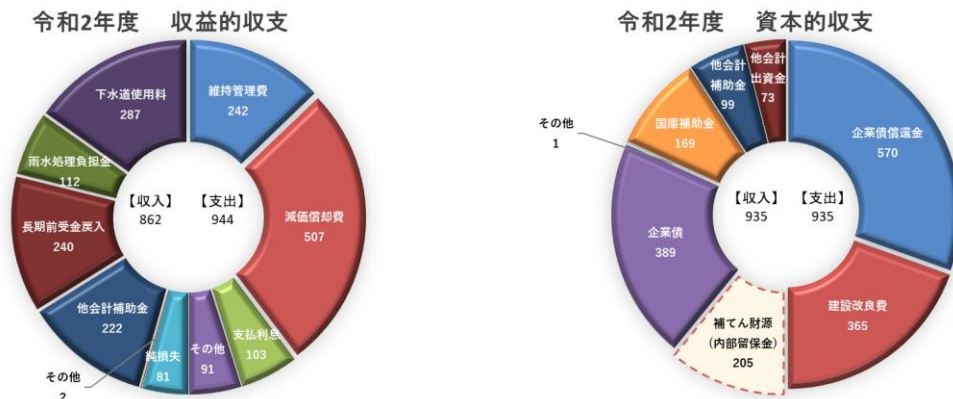
本市ではこれまで継続的に人員の適正化を図ってきました。

今後は、将来的な老朽化資産の更新投資に向けて、特に必要な技術職員の確保とともに、知識やノウハウの継承体制の整備、次世代の人材育成にも取り組み、事業の継続的な適正運営を実現する組織とするよう努めます。

5 経営の状況

(1) 収支の概況（令和2年度）

（単位：百万円）



【収益的収支の概況】

本市下水道事業の令和2年度における収益的収入は、下水道使用料収入 287 百万円、他会計補助金 222 百万円及び雨水処理負担金 112 百万円を中心に構成されており、他会計からの繰入金の割合が大きくなっています。収益的支出は維持管理費が 242 百万円、減価償却費が 267 百万円（長期前受金戻入控除後）及び支払利息 109 百万円を中心に構成されており、資本費が多くを占めています。

全体としては、資本費を、一般会計からの繰入金により賄っている状況にあります。

【資本的収支の概況】

本市下水道事業の令和2年度における施設や管渠への投資（建設改良費）は 365 百万円、企業債の償還は 570 百万円となっています。これらの財源は、新たな企業債の発行 389 百万円、一般会計からの繰入金 172 百万円（他会計負担金及び他会計出資金の合計）及び国庫補助金 169 百万円を充て、その残額 205 百万円については、収益的収支を経由して受けた他会計負担金で賄っています。

今後、企業債償還金の負担は減少することが見込まれる一方で、建設開始から長期間の使用等により排水管等が劣化し、施設の老朽化による更新や減災を視野に入れた整備が必要となることを見込まれるため、その財源の確保する方法について慎重に検討する必要があります。

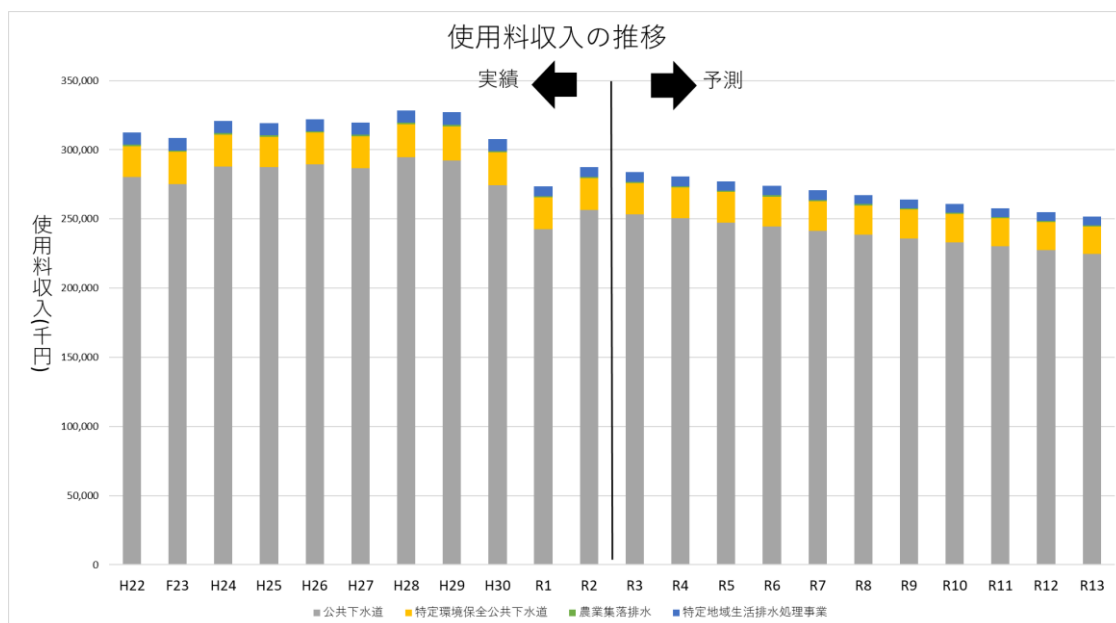
(2) 下水道使用料収入の状況

下水道使用料は、平成 28 年度をピークに水洗化人口の減少等により低減傾向にあります。ただし、令和 2 年度においては、下水道使用料収入が増加しています。これは、地方公営企業法の適用で一回分の収入認識が早まったこと、新型コロナウイルス感染症の流行による生活様式の変化等の影響が一因であると考えられます。

今後も普及率もほぼ飽和状態にあること、市内の人口減少も続くことが見込まれることから、水需要及びそれに伴う汚水処理量は減少が続く見込みです。

一方で、公共下水道において、令和 7 年度まで雨水排水施設の整備費用が必要となるほか、毎年度発生する修繕改築費用が多額となる見込みです。

今後も処理原価を下水道使用料で賄い、適正な事業運営を継続するためには、効率的事業運営による原価低減を図るとともに、今後の施設、管渠の更新等によるコスト増加も考慮して、下水道使用料の適正水準を定期的に検討する必要があります。



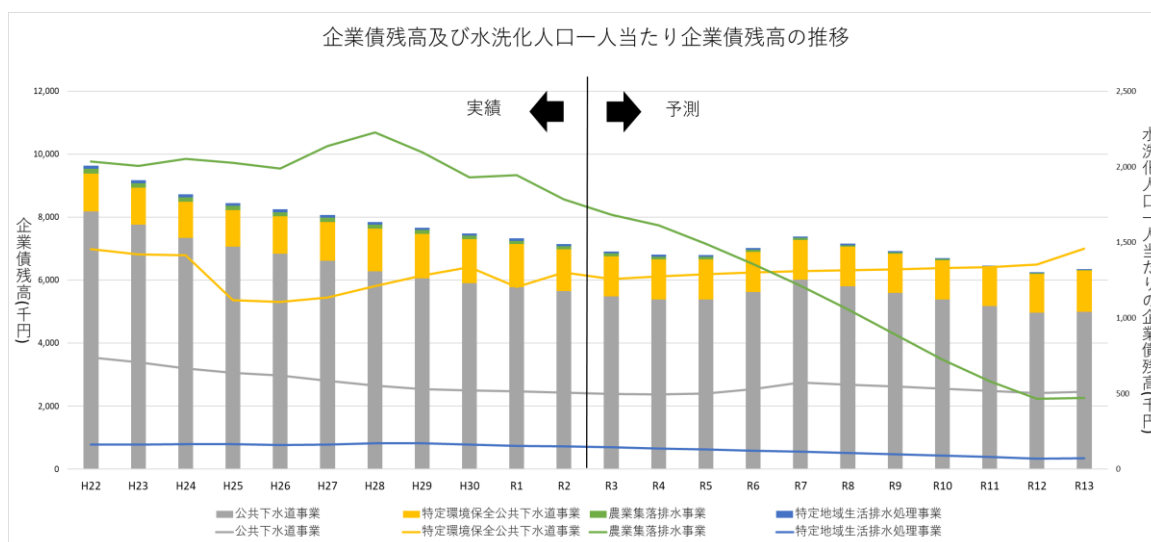
令和 3 年度以降は予測値

(3) 企業債残高の推移

企業債残高は、償還により平成 22 年度の 96 億円から令和 2 年度の 71 億円と年々減少傾向が続いており、その結果、水洗化人口一人あたり企業債残高も、平成 22 年度と比較し 3 割以上減少しており、将来世代における負担は軽減されていると言えます。また、企業債の償還負担は現在がピークであることから、今後も償還により企業債残高が減少することが見込まれます。

令和 7 年度までの雨水事業により、一時的に企業債残高が逡増しますが、その後は再び減少に転じる見込みです。

人口減少が予測される中で、企業債の発行により資金を賄うことは、将来世代へ負担を繰り延べることになるため、世代間負担の公平性を考慮しつつ、新規の企業債発行等による、必要な更新投資を実施するための財源確保策を検討する必要があります。



※：企業債残高…棒グラフ

水洗化人口一人あたり企業債残高の推移…折れ線グラフ

令和 3 年度以降は予測値

(4) 他団体と比較した経営状況

以下の経営指標等により、本市の下水道事業の経営状況について、4事業（公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、特地域生活排水処理事業）ごとに岡山県内の他団体下水道事業と類似他団体下水道事業との比較分析をします。なお、指標の見方は、「↑」は高いほど良いこと、「↓」は低いほど良いことを示しています。

経営指標	見方	経営指標の説明
【投資に関する指標】		
有収率（％）	↑	処理水量に対する有収水量の割合であり、施設の稼働が収益につながっているか否かを示す指標
施設利用率（％）	↑	施設能力に対する平均処理水量の割合であり、施設能力と処理需要の整合性（能力過剰、能力不足など）を示す指標
有形固定資産減価償却率（％）	↓	有形固定資産の取得価額に対する減価償却累計額の割合であり、有形固定資産全体の老朽化度合いを示す指標
管渠老朽化率（％）	↓	管渠全体（延長）のうち、法定耐用年数を超過した管渠（延長）の割合であり、管渠の老朽化度合いを示す指標
管渠改善率（％）	↑	管渠全体（延長）のうち、当該年度に更新された管渠（延長）の割合であり、管渠の更新投資の実施度合いを示す指標
【財政に関する指標】		
経常収支比率（％）	↑	経常費用に対する経常収益の割合であり、使用料収入や一般会計繰入金等の経常的な収益により、維持管理費や支払利息等の経常的な費用をどの程度賄えているかを示す指標
流動比率（％）	↑	流動負債に対する流動資産の割合であり、短期的な支払能力の有無を示す指標
企業債残高対事業規模比率（％）	↓	使用料収入に対する企業債残高の割合であり、将来的な企業債の返済負担の大きさを示す指標
経費回収率（％）	↑	汚水処理費に対する使用料収入の割合であり、汚水処理に要する費用をどの程度使用料収入で賄えているかを示す指標
汚水処理原価（円/ｍ ³ ）	↓	事業全体の汚水処理費用を有収水量で除した金額であり、有収水量 1 ｍ ³ あたりの汚水処理にどれだけの費用を要したかを示す指標
水洗化率（％）	↑	処理区域内人口に対する下水道接続者数の割合であり、下水道を実際に利用できる地域に住んでいる住民のうち、どの程度の住民が実際に下水道に接続しているかを示す指標

***推移及び比較表の数値について**

本市の数値は、経営比較分析表の令和2年度の数値です。

他団体の数値は、県内他団体、類似他団体とも比較対象団体の令和元年度の経営比較分析表の数値の平均です。

管渠老朽化率と管渠改善率はどの団体も数値が小さいため、小数点第2位まで記載しています。

※1：各指標の計算式は参考資料①に記載

***比較対象団体について**

県内他団体については、岡山県内において令和元年度時点で地方公営企業法を適用しており同じ下水道事業を行っている法適用団体です。

類似他団体については、令和元年度時点で地方公営企業法を適用しており同じ下水道事業を行っている法適用団体のうち、処理区域面積、処理区域内人口等が近い団体より選定しています。（※2）

※2：比較対象団体の詳細は参考資料②に記載

***レーダーチャートについて**

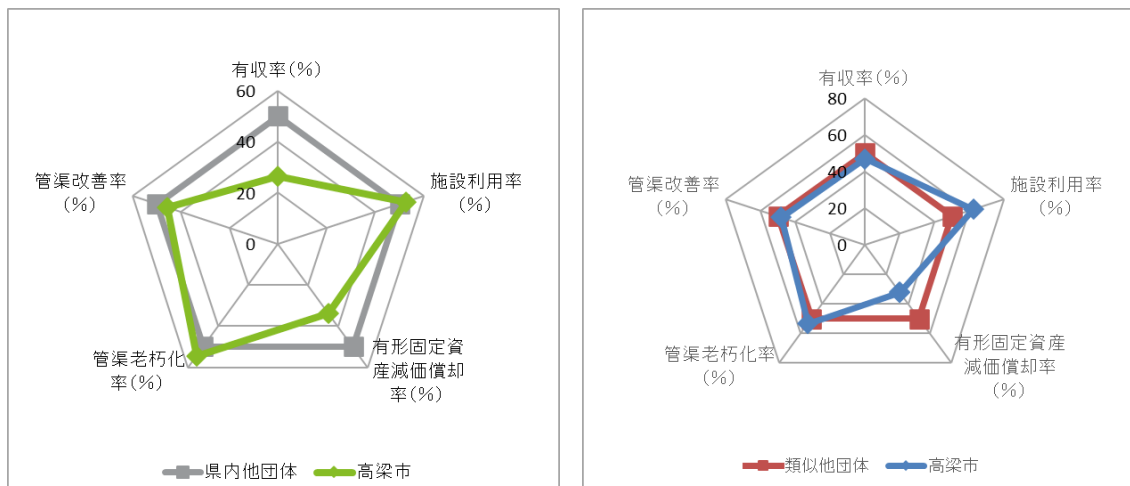
経営指標の全体的傾向を比較するため、他団体を基準に経営指標ごとに平均値と標準偏差を求め、これらを用いて本市を標準化（偏差値）して作成しています。なお、外側へ行くほど指標が良好であるように、有形固定資産減価償却率と管渠老朽化率については標準化した値の正負を逆にしています。

①-1 公共下水道事業の投資に関する経営指標の状況

【投資に関する経営指標の推移及び他団体との比較】

経営指標	指標の見方	高梁市	県内他団体平均	類似他団体平均
		令和2年度	令和元年度	令和元年度
有収率(%)	↑	70.7	91.5	76.0
施設利用率(%)	↑	82.4	67.9	66.5
有形固定資産減価償却率(%)	↓	58.2	27.4	26.0
管渠老朽化率(%)	↓	0.00	0.55	0.55
管渠改善率(%)	↑	0.01	0.13	0.02

【レーダーチャート】



有収率について、数値としては低い状況にあり、管理の方法に改善の余地がある可能性があります。

施設利用率は高い状況にあります。

有形固定資産減価償却率は高くなっており、施設が老朽化している可能性があります。

管渠老朽化率、管渠改善率は本市も含めいずれの団体も低い状況です。

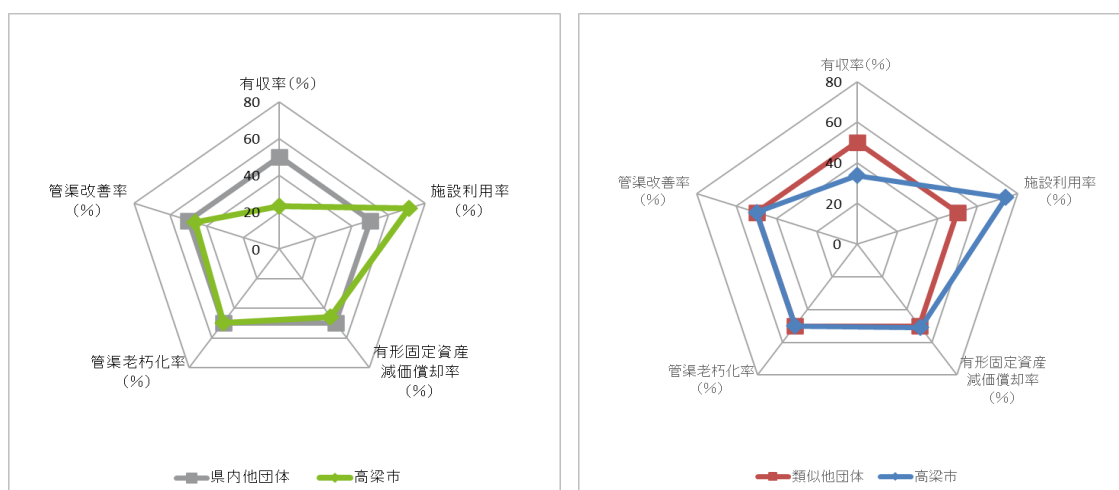
継続的な管渠の点検・調査の実施等により有収率の改善を図るとともに、今後の老朽化に備えて、施設及び管渠の更新投資財源を確保する方法を検討する必要があります。

①－２ 特定環境保全公共下水道事業の投資に関する経営指標の状況

【投資に関する経営指標の推移及び他団体との比較】

経営指標	指標の見方	高梁市	県内他団体平均	類似他団体平均
		令和２年度	令和元年度	令和元年度
有収率（％）	↑	70.7	95.3	95.5
施設利用率（％）	↑	81.2	30.6	38.4
有形固定資産 減価償却率（％）	↓	26.5	20.7	28.1
管渠老朽化率（％）	↓	0.00	0.00	0.00
管渠改善率（％）	↑	0.00	0.76	0.00

【レーダーチャート】



有収率は低い状況にあり、管理の方法に改善の余地がある可能性があります。

施設利用率は高い状況にあります。

有形固定資産減価償却率は平均的な水準です。

管渠老朽化率、管渠改善率は本市も含めいずれの団体も低い状況です。

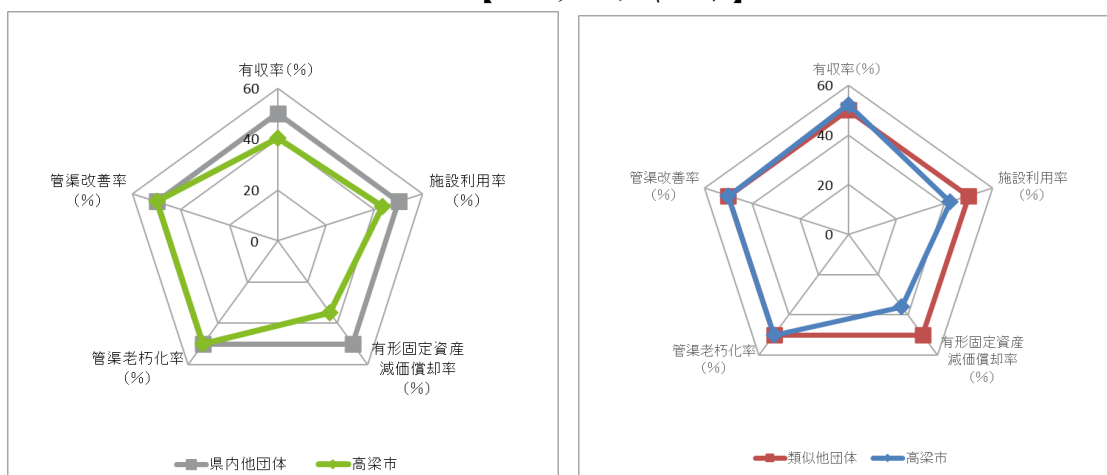
継続的な管渠の点検・調査の実施等により有収率の改善を図る必要があります。

①－３ 農業集落排水事業の投資に関する経営指標の状況

【投資に関する経営指標の推移及び他団体との比較】

経営指標	指標の見方	高梁市	県内他団体平均	類似他団体平均
		令和２年度	令和元年度	令和元年度
有収率（％）	↑	87.2	97.9	82.4
施設利用率（％）	↑	37.0	42.6	51.0
有形固定資産 減価償却率（％）	↓	55.2	26.8	24.9
管渠老朽化率（％）	↓	0.00	0.00	0.00
管渠改善率（％）	↑	0.00	0.00	0.00

【レーダーチャート】



有収率は平均的ですが、改善の余地があると考えられます。

施設利用率はやや低い状況です。

有形固定資産減価償却率は高くなっており、即時機能停止につながるような老朽化施設は認められないものの、全体としては老朽化が進んでいる可能性があります。

管渠老朽化率、管渠改善率は本市も含めいずれの団体も低い状況です。

継続的な管渠の点検・調査の実施等により有収率の改善を図るとともに、今後の老朽化に備えて、施設及び管渠の更新投資財源を確保する方法を検討する必要があります。

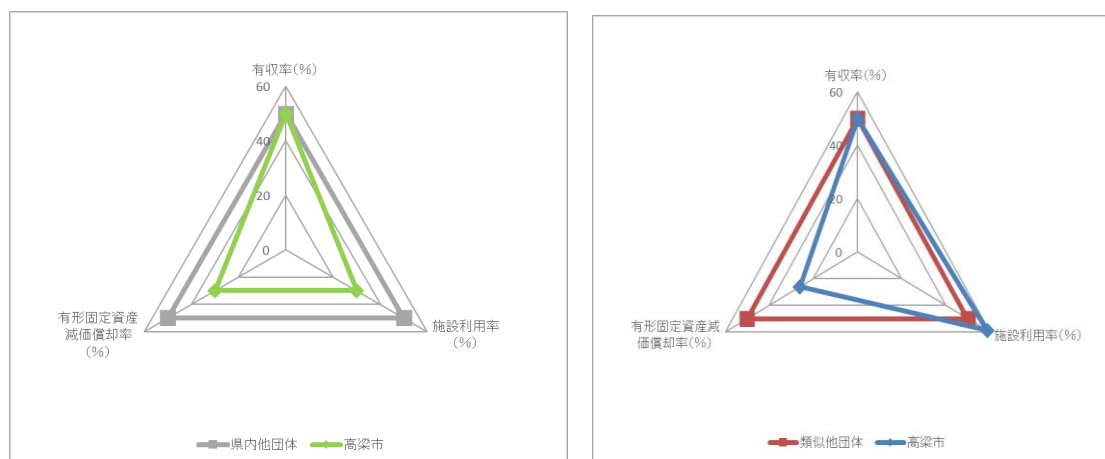
①－４ 特定地域生活排水処理事業の投資に関する経営指標の状況

【投資に関する経営指標の推移及び他団体との比較】

経営指標	指標の見方	高梁市	県内他団体平均	類似他団体平均
		令和２年度	令和元年度	令和元年度
有収率（％）	↑	100.0	100.0	100.0
施設利用率（％）	↑	80.0	91.5	56.5
有形固定資産 減価償却率（％）	↓	95.0	37.3	26.3

※特定地域生活排水処理事業には、上記３指標で比較します。

【レーダーチャート】



有収率については、事業の性質から他団体も含め 100%になっています。

施設利用率は県内他団体よりは低く、類似他団体よりは高くなっています。人口減少が進んでいることによるものと考えられます。

有形固定資産減価償却率は高くなっており、施設が老朽化している可能性があります。

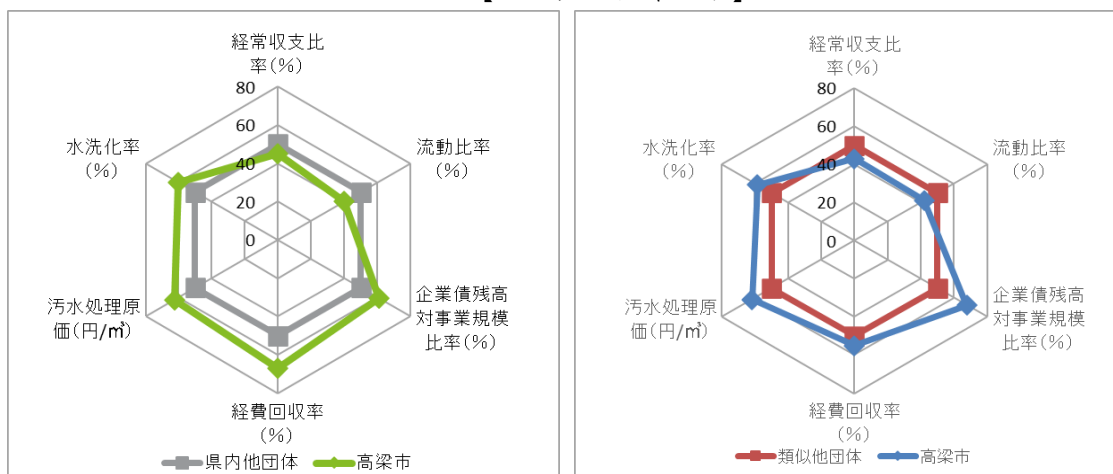
施設の更新投資財源を確保する方法を検討する必要があります。

②－１ 公共下水道事業の財政に関する経営指標の状況

【財政に関する経営指標の推移及び他団体との比較】

経営指標	指標の見方	高梁市	県内他団体平均	類似他団体平均
		令和２年度	令和元年度	令和元年度
経常収支比率（％）	↑	100.5	105.3	107.7
流動比率（％）	↑	15.9	65.2	68.0
企業債残高対事業規模比率（％）	↓	135.9	1243.8	1090.2
経費回収率（％）	↑	117.2	85.6	102.3
汚水処理原価（円/ｍ ^３ ）	↓	133	203	189
水洗化率（％）	↑	96.6	84.1	92.3

【レーダーチャート】



経常収支比率は、繰出基準の性質上、どの団体もおおよそ 100％となっています。

流動比率は低いですが、繰出基準に基づく適切な資金繰入により経営に最低限必要な資金があれば問題はないと考えられます。

企業債残高対事業規模比率、経費回収率及び汚水処理原価は、他団体より良好な数値となっています。該当年度の使用料収入増等が一因として考えられますが、持続可能な健全経営を目指すためには継続的に改善検討を行う必要があります。

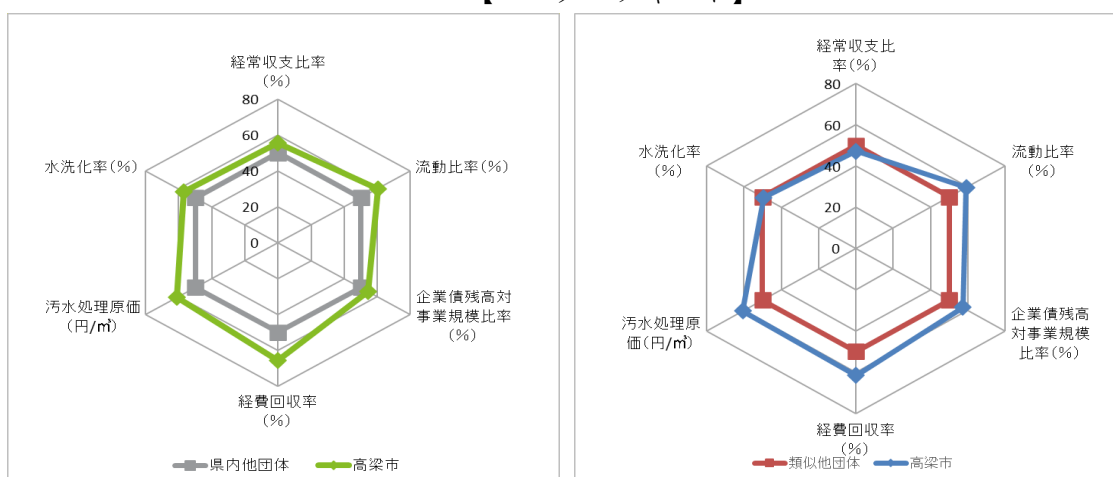
水洗化率は他団体よりも高くなっています。

②－２ 特定環境保全公共下水道事業の財政に関する経営指標の状況

【財政に関する経営指標の推移及び他団体との比較】

経営指標	指標の見方	高梁市	県内他団体平均	類似他団体平均
		令和２年度	令和元年度	令和元年度
経常収支比率（％）	↑	100.8	95.0	104.6
流動比率（％）	↑	76.9	47.2	35.2
企業債残高対事業規模比率（％）	↓	519.8	3514.2	1664.4
経費回収率（％）	↑	98.8	58.6	73.0
汚水処理原価（円/ｍ³）	↓	156	338	232
水洗化率（％）	↑	88.5	80.3	88.9

【レーダーチャート】



経常収支比率は、繰出基準の性質上、どの団体もおよそ 100%となっています。

流動比率は高い状況ですが、繰出基準に基づく適切な資金繰入により経営に最低限必要な資金があれば問題はないと考えられます。

企業債残高対事業規模比率、経費回収率及び汚水処理原価は、他団体より良好な数値となっています。処理場施設がないこと等が要因の一つと考えられますが、持続可能な健全経営を目指すためには継続的に改善検討を行う必要があります。

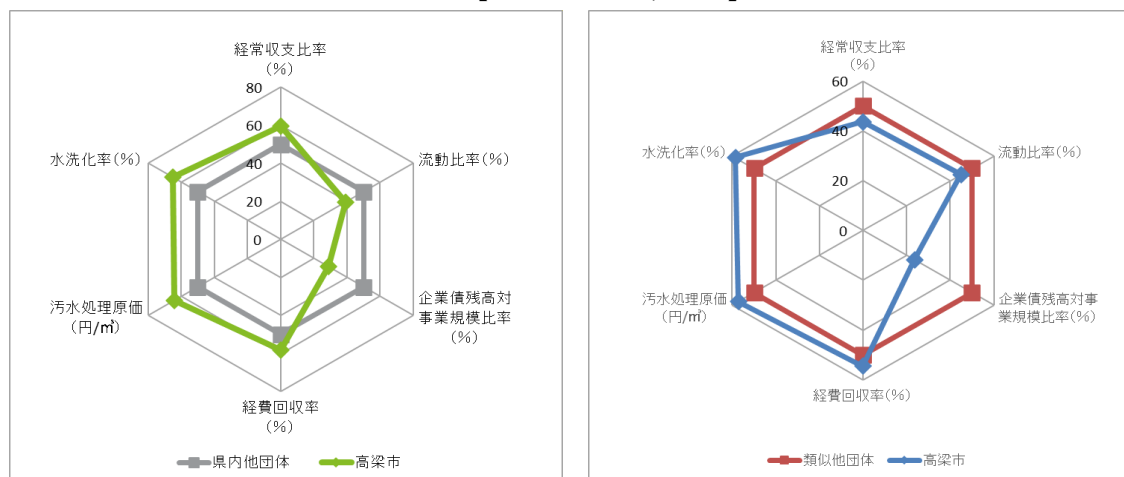
水洗化率は平均的です。

②－３ 農業集落排水事業の財政に関する経営指標の状況

【財政に関する経営指標の推移及び他団体との比較】

経営指標	指標の見方	高梁市	県内他団体平均	類似他団体平均
		令和２年度	令和元年度	令和元年度
経常収支比率（％）	↑	100.3	91.7	105.4
流動比率（％）	↑	5.3	61.8	244.0
企業債残高対事業規模比率（％）	↓	4,652.2	1107.3	789.7
経費回収率（％）	↑	48.3	36.1	38.6
汚水処理原価（円/㎡）	↓	334	506	567
水洗化率（％）	↑	100.0	85.2	93.6

【レーダーチャート】



経常収支比率は、繰出基準の性質上、どの団体もおよそ 100%となっています。

流動比率は低いですが、繰出基準に基づく適切な資金繰入により経営に最低限必要な資金があれば問題はないと考えられます。

企業債残高対事業規模比率は、山間部という地形の特殊事情や最低限必要な初期投資額に比して人口規模が少ないこと等に起因して他団体より高い状況です。

経費回収率及び汚水処理原価は、他団体より良好な数値となっています。施設修繕が少なかったこと等が要因の一つと考えられますが、持続可能な健全経営を目指すためには継続的に改善検討を行う必要があります。

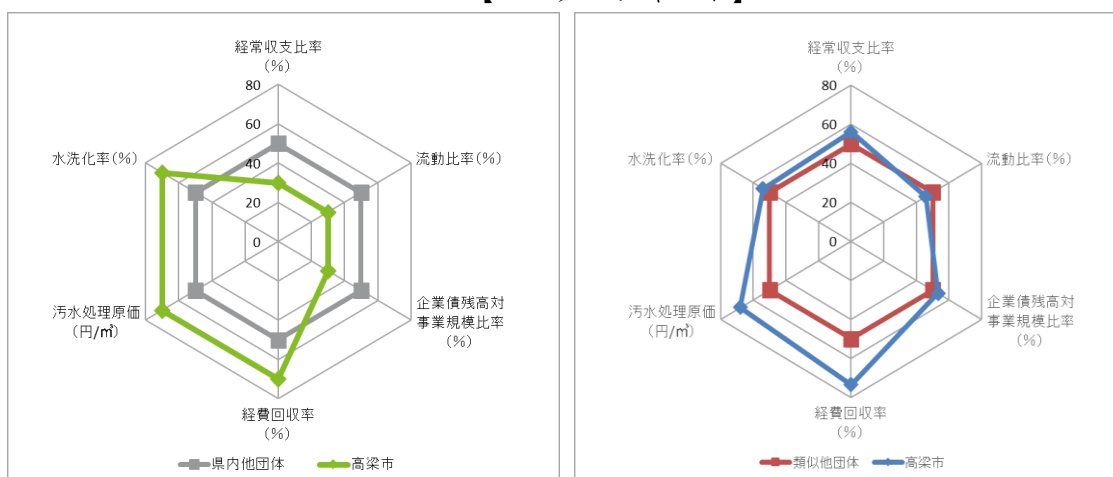
水洗化率は 100%を達成しており、他団体より高くなっています。

②－４ 特定地域生活排水処理事業の財政に関する経営指標の状況

【財政に関する経営指標の推移及び他団体との比較】

財政に関する経営指標の状況				
経営指標	指標の見方	高梁市	県内他団体平均	類似他団体平均
		令和２年度	令和元年度	令和元年度
経常収支比率（％）	↑	101.3	114.5	92.5
流動比率（％）	↑	19.5	393.1	448.1
企業債残高対事業規模比率（％）	↓	418.7	150.4	599.0
経費回収率（％）	↑	100.0	43.3	51.6
汚水処理原価（円／ｍ ^３ ）	↓	93	363	316
水洗化率（％）	↑	100.0	95.9	99.7

【レーダーチャート】



経常収支比率は、繰出基準の性質上、どの団体もおよそ 100％となっています。

流動比率は低いですが、繰出基準に基づく適切な資金繰入により経営に最低限必要な資金があれば問題はないと考えられます。

企業債残高対事業規模比率は、県内他団体より低く、類似他団体より良好です。

経費回収率及び汚水処理原価は、修繕、清掃費用を使用料に加算していること等に起因して他団体より良好な数値となっていますが、持続可能な健全経営を目指すためには継続的に改善検討を行う必要があります。

水洗化率は 100％を達成しており、他団体より高くなっています。

第3章 計画実施に向けた重要な取組

1 投資計画

(1) 将来計画の見直し内容

本市の下水道事業では、令和元年度に公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業における将来の事業計画の見直しを行っています。

①事業計画区域の整理

広瀬・河内谷分区(特環)約 15ha は、「高梁市クリーンライフ 100 構想」において、建設費及び維持管理費の経済性を考慮した結果、特環公共下水道区域から廃止の方針としていることから事業計画区域を整理し、約 519ha とする。

②汚水幹線の廃止

広瀬・河内谷分区(特環)約 15ha の廃止に伴い、玉川汚水幹線の約 2,860m を廃止し、枝線に位置付ける。

③点検マンホール箇所の追加及び廃止

玉川汚水幹線 約 2,860m に位置付けられている点検マンホール 3 箇所を廃止する。また、ストックマネジメント計画による実施予定箇所を今回の事業計画に反映し、3 箇所を追加する。

農業集落排水事業における将来の計画として、人口減少等から使用料収入や施設利用率が減少する見込みで、汚水処理原価が高くなる可能性もあり、今後の推移によっては、事業の統廃合も含めて、事業の在り方について検討する必要があります。

特定地域生活排水処理事業については、市内の他地域は個人設置型浄化槽の整備に対して補助金を交付し対応しており、将来的には払下げ等による事業廃止に向けた検討を行う必要があります。

(2) 目標設定

本経営戦略で位置づけた投資計画の進捗状況を確認するために、以下の目標管理指標により、状況把握に努めることとします（いずれも公共下水道及び特定環境保全公共下水道に関する指標）。

指標	現在	目標
	令和2年度	令和13年度
有収率	70.7%	80.0%
管渠改善率	0.0%	0.3%

(3) 計画期間内に実施する施設、管渠投資計画

本市の下水道事業では、計画期間内（令和4年度～令和13年度）において、主に以下の投資を実施することを計画しています。

①公共下水道事業

（単位：千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ストックマネジメント計画	82,000	0	0	0
高梁浄化センター	0	5,800	66,000	266,000
落合雨水ポンプ場	223,000	440,000	823,000	941,000
合計	305,000	445,800	889,000	1,207,000

②農業集落排水事業

（単位：千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
櫛井処理場	4,290	0	0	0

また、上記の他にも適宜、施設や管渠の老朽化に応じた更新投資を実施していく予定です。

2 財政計画

(1) 今後の財源確保に関する取組方針

①企業債に関する事項

老朽化した下水道施設や管渠の更新などの投資に必要な財源確保のために企業債の発行は不可欠ですが、企業債は使用料収入及び一般会計繰入金を原資として償還するものです。将来世代への負担も鑑みて、財源は国庫補助金・特定の事業に関する交付金等を有効に活用し、企業債の発行を抑制しつつ、適正な水準で企業債を活用します。

《取組方針》

- 社会資本整備総合交付金等の交付要件を満たす経営を行い、交付が受けられるように適切な体制を整えます。
- 水洗化人口の減少により使用料収入の減少が見込まれる中で、将来世代に過重な負担を強いることがないように、企業債残高の抑制を図ります。

②使用料に関する事項

下水道事業は公営企業であり、地方公営企業法の下に基準内繰入のみを受けての独立採算が経営の原則です。下水道事業は、一般的に水道事業等よりもコスト負担が大きく、そのすべてを使用者に負担させることは現状においては難しいため、一定の負担軽減方針・措置（分流式下水道等に要する経費、高資本費に対する経費への繰入）を図るような制度設計がされています。そのような事業設計を考慮し、次の取り組みを進めていきます。

《取組方針》

- 財政・投資計画等のフォローアップによる経営分析を実施し、地方公営企業法令及び総務省通知等を斟酌して、適切な下水道使用料水準について継続的に検討を行います。
- 未接続世帯への働きかけによる水洗化率の向上を図るとともに、使用料未納者への適切な対応を通じて、使用料収入の確保に努めます。

③繰入金に関する事項

下水道事業の一般会計繰入金について、資本的収入は、資金不足のため基準外繰入（※）も受けてはいますが、実質的には基準内繰入を前倒しで受け入れているものであり、将来の繰入負担が軽減される内容です。一方で、収益的収入には、経営構造そのものに関する基準外繰入が含まれており（資本費を上回る繰入）、これについては継続的に対応策を検討する必要があります。

※：総務省繰出基準に定められた一般会計負担の範囲外の繰入金

《取組方針》

- 事業運営の効率化や、適切な使用料収入確保の取組みにより、基準外繰入金の抑制を図ります。

④民間の資金・ノウハウの活用

これまで、浄化センターやポンプ場等の施設維持管理業務は、民間へ委託を実施してきましたが、今後は民間の専門知識や技術を活用することが望ましい業務の仕分けを実施し、適切な管理監督の下に行政責任の確保及び行政サービスの維持向上を図りながら効率的な運営方法を検討します。

《取組方針》

- 包括的な外部委託を検討し、作業の効率化及びコスト削減を図ります。
- 新技術の導入、省エネ、更新時のダウンサイジング、汚泥等のエネルギー再利用等について検討を行います。

⑤定員の適正化、人材育成

現状の下水道施設の老朽化による大規模な施設の更新、災害対策、汚水処理の効率化などを含め、水質保全による公共の福祉の増進を続けていくために、施設の維持、技術力の確保と向上、人材の育成が必要になります。

適正な人員確保とともに下水道事業に携わる職員としての専門的知識・技能の習得を支援する体制の整備を図ります。

《取組方針》

- 将来的な安定経営を見据えた適正な人員確保を図ります。
- 適正な技術継承のため、近隣地域他団体との連携や外部団体が主催する各種研修への参加など、下水道事業の技術面での研修機会の増加を図ります。

⑥広域化・共同化の検討

多くの自治体で下水道事業の経営環境は厳しさを増しており、効率的な事業運営が課題となっています。

こうした中、持続可能な事業運営を推進するため、国から都道府県に対して行政界を超えた広域化・共同化計画の策定が求められており、岡山県においても計画策定の検討を進めているところです。

《取組方針》

- 引き続き、岡山県の計画策定に参画し、共に検討を行います。

(2) 目標設定

本経営戦略で位置つけた財政計画の進捗状況を確認するために、以下の目標管理指標により、状況把握に努めることとします（いずれも公共下水道及び特定環境保全公共下水道に関する指標）。

指標	目標値
維持管理費の増加限度率	2 %／年以内

目標設定にあたっては、昨今の著しい物価上昇を考慮しました。

日本では令和3年10月頃から消費者物価指数（生鮮食品を除く数値）が前年度比0.5%と指数としては少しずつ影響が出始め、また、光熱水費や燃料費の高騰が顕著になっています。米国でも同指数は7%を超えており、今後は公営企業においても影響が広がってくると考えられます。

資本的支出は、国交省が社会的割引率（34頁の注を参照）4%／年を想定していますが、維持管理費はこれよりも厳しく見積もった2%／年を目標として設定しました。

本指標について社会経済状況の変化に応じて適時に見直しを行いながら、継続的に前年度比や中期の経年比較に関する分析を実施し、毎年度の維持管理費用削減に努めます。

第4章 投資・財政計画（収支計画）

1 前提条件

(1) 将来予測（財政収支）の計算条件

今後10年間の財政収支計算を行うための計算条件を以下に示します。

【表4-1 収益的収支の計算条件】

項 目			前提条件
収益的収入	営業収益	下水道使用料	令和2年度の金額を基礎として、人口推移の割合を乗じて算定
		雨水処理負担金	総務省の操出基準に基づき、雨水処理に要する資本費及び維持管理費に対する一般会計繰入額を算定
	営業外収益	他会計負担金	総務省の操出基準に基づき、分流式下水道等に要する経費等に対する一般会計繰入額を算定
		長期前受金戻入	既取得資産及び新規取得資産の予定値に基づき算定
		その他	令和2年度実績と同額で推移すると仮定
	特別利益		例年少額であることから、見込んでいない
収益的支出	営業費用	職員給与費	令和2年度実績と同額で推移すると仮定
		経費	令和2年度実績等同額で推移すると仮定
		減価償却費	既取得資産及び新規取得資産の予定値に基づき算定
		資産減耗費	試算が困難であることから、見込んでいない
	営業外費用	支払利息	既発債：償還予定表により算定 新発債：利率1.0%により算定
		その他	予備費
	特別損失		例年少額であることから、見込んでいない

【表 4－2 資本的収支の計算条件】

項 目			前提条件
資本的 収 入	企業債		(建設改良費－国庫補助金)×起債充当率 (100%)
		資本費平準化債	毎年度一定額の発行可能限度額が減少すると仮 定して算定
	他会計出資金		企業債償還金が多額であることから生じる現金 不足額により算定
	他会計負担金		収益的収入他会計負担金及び他会計出資金より 受け入れるため、計上を見込んでいない
	国庫（都道府県）補助金		建設改良費の 50%
資本的 支 出	建設改良費	工事費等	・ 公共下水道事業においては、①令和 7 年度ま で整備事業計画の事業費を計上し、②令和 8 年 度以降は建設改良費の平均額（過去 5 年間）に 令和 5 年度から社会的割引率（※） 4 %を毎年 度乗じて算定 ・ 特定環境保全公共下水道事業においては、建 設改良費の平均額（過去 5 年間）に令和 5 年度 から社会的割引率 4 %を毎年度乗じて算定
		職員給与費	令和 2 年度実績と同額で推移すると仮定
	企業債償還金		既発債：償還予定表により算定 新発債：5 年据置、30 年元利均等償還で算定

※：1 年間の期間経過により社会総体的な要因として増加する価値の割合であり、本報告書ではこ
れをインフレ率として採用した。パーセンテージは、下水道事業における費用効果分析マニユ
アル（令和 3 年 4 月 国土交通省水管理・国土保全局下水道部）14 頁から引用。

維持管理費についても同様の割引率計算が原則として必要であるが、契約形態や入札にお
ける仕様の検討等の経営努力により当該インフレ率分の費用削減を図ることとして、同水準
での推移を見込んでいる。

2 収益的収支

表 4－1 の計算条件に基づく収益的収支については以下のとおりです。

【収益的収支（税抜）】

区 分		年 度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
収益的収支	収益的収入	1. 営業収益	392, 273	388, 907	385, 581
		(1) 下水道使用料	280, 590	277, 224	273, 898
		(2) 雨水処理負担金	111, 683	111, 683	111, 683
		2. 営業外収益	447, 708	455, 260	454, 158
		(1) 他会計負担金	202, 214	205, 034	204, 505
		(2) 長期前受金戻入	243, 628	248, 360	247, 787
		(3) その他	1, 866	1, 866	1, 866
		収入計 (A)	839, 981	844, 167	839, 739
	収益的支出	1. 営業費用	748, 642	758, 068	757, 120
		(1) 職員給与費	43, 857	43, 857	43, 857
		(2) 経費	198, 594	198, 594	198, 594
		(3) 減価償却費	506, 191	515, 617	514, 669
		2. 営業外費用	91, 339	86, 099	82, 619
		(1) 支払利息	88, 339	83, 099	79, 619
		(2) その他	3, 000	3, 000	3, 000
		支出計 (B)	839, 981	844, 167	839, 739
	経常損益 (A)－(B) (C)		0	0	0
特別利益 (D)			－	－	－
特別損失 (E)			－	－	－
特別損益 (D)－(E) (F)			－	－	－
当年度純利益（又は純損失）(C)＋(F)			0	0	0
繰越利益剰余金又は累積欠損金			△81, 432	△81, 432	△81, 432

(単位：千円)

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
382, 295	379, 048	375, 840	372, 670	369, 538	366, 443	363, 386
270, 612	267, 365	264, 157	260, 987	257, 855	254, 760	251, 703
111, 683	111, 683	111, 683	111, 683	111, 683	111, 683	111, 683
472, 248	509, 521	510, 486	516, 370	523, 576	531, 857	536, 106
215, 272	236, 428	236, 842	240, 015	244, 108	249, 290	252, 871
255, 110	271, 227	271, 778	274, 489	277, 602	280, 701	281, 369
1, 866	1, 866	1, 866	1, 866	1, 866	1, 866	1, 866
854, 543	888, 569	886, 326	889, 040	893, 114	898, 300	899, 492
771, 915	803, 853	804, 808	810, 246	816, 535	823, 581	825, 825
43, 857	43, 857	43, 857	43, 857	43, 857	43, 857	43, 857
198, 594	198, 594	198, 594	198, 594	198, 594	198, 594	198, 594
529, 464	561, 402	562, 357	567, 795	574, 084	581, 130	583, 374
82, 628	84, 716	81, 518	78, 794	76, 579	74, 719	73, 667
79, 628	81, 716	78, 518	75, 794	73, 579	71, 719	70, 667
3, 000	3, 000	3, 000	3, 000	3, 000	3, 000	3, 000
854, 543	888, 569	886, 326	889, 040	893, 114	898, 300	899, 492
0	0	0	0	0	0	0
－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－
0	0	0	0	0	0	0
△81, 432	△81, 432	△81, 432	△81, 432	△81, 432	△81, 432	△81, 432

3 資本的収支

表4-2の計算条件に基づく資本的収支及び一般会計繰入金については以下のとおりです。

【資本的収支（税込）】

年 度			令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
区 分					
資本的収支	資本的収入	1. 企業債	482, 143	543, 203	757, 737
		うち資本費平準化債	114, 000	102, 600	91, 200
		2. 他会計出資金	151, 550	145, 184	111, 409
		3. 国（都道府県）補助金	370, 143	441, 604	666, 538
		収入計 (A)	1, 003, 836	1, 129, 991	1, 535, 684
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	-	-	-
		純計 (A) - (B) (C)	1, 003, 836	1, 129, 991	1, 535, 684
	資本的支出	1. 建設改良費	740, 286	883, 207	1, 333, 075
		うち職員給与費	3, 000	3, 000	3, 000
		2. 企業債償還金	559, 763	554, 187	530, 085
		支出計 (D)	1, 300, 049	1, 437, 394	1, 863, 160
	資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 (D) - (C) (E)			296, 213	307, 403
補填財源	1. 損益勘定留保資金	262, 563	267, 257	266, 882	
	2. 利益剰余金処分額	-	-	-	
	3. その他	33, 650	40, 146	60, 594	
	計 (F)	296, 213	307, 403	327, 476	
補填財源不足額 (E) - (F)			-	-	-
他会計借入金残高 (G)			-	-	-
企業債残高 (H)			6, 837, 098	6, 826, 114	7, 053, 766

(単位：千円)

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
909,805	322,502	322,186	322,673	323,579	324,922	326,718
80,800	70,400	60,000	50,000	40,000	30,000	20,000
98,206	131,861	135,223	119,968	134,294	107,073	109,171
829,005	252,102	262,186	272,673	283,580	294,923	306,720
1,837,016	706,465	719,595	715,314	741,453	726,918	742,609
－	－	－	－	－	－	－
1,837,016	706,465	719,595	715,314	741,453	726,918	742,609
1,658,010	504,204	524,372	545,346	567,159	589,845	613,438
3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
528,724	515,354	509,637	488,063	496,556	464,313	447,054
2,186,734	1,019,558	1,034,009	1,033,409	1,063,715	1,054,158	1,060,492
349,718	313,093	314,414	318,095	322,262	327,240	317,883
274,354	290,175	290,579	293,306	296,482	300,429	289,999
－	－	－	－	－	－	－
75,364	22,918	23,835	24,789	25,780	26,811	27,884
349,718	313,093	314,414	318,095	322,262	327,240	317,883
－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－
7,434,847	7,241,995	7,054,544	6,889,154	6,716,177	6,576,786	6,456,450

【一般会計繰入金】

年 度		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
区 分				
収益的収支分		313, 897	316, 717	316, 188
	うち基準内繰入金	313, 897	316, 717	316, 188
	うち基準外繰入金	－	－	－
資本的収支分		151, 550	145, 184	111, 409
	うち基準内繰入金	151, 550	145, 184	111, 409
	うち基準外繰入金	－	－	－
合計		465, 447	461, 901	427, 597

(単位：千円)

令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
326, 955	348, 111	348, 525	351, 698	355, 791	360, 973	364, 554
326, 955	348, 111	348, 525	351, 698	355, 791	360, 973	364, 554
－	－	－	－	－	－	－
98, 206	131, 861	135, 223	119, 968	134, 294	107, 073	109, 171
98, 206	131, 861	135, 223	119, 968	134, 294	107, 073	109, 171
－	－	－	－	－	－	－
425, 161	479, 972	483, 748	471, 666	490, 085	468, 046	473, 725

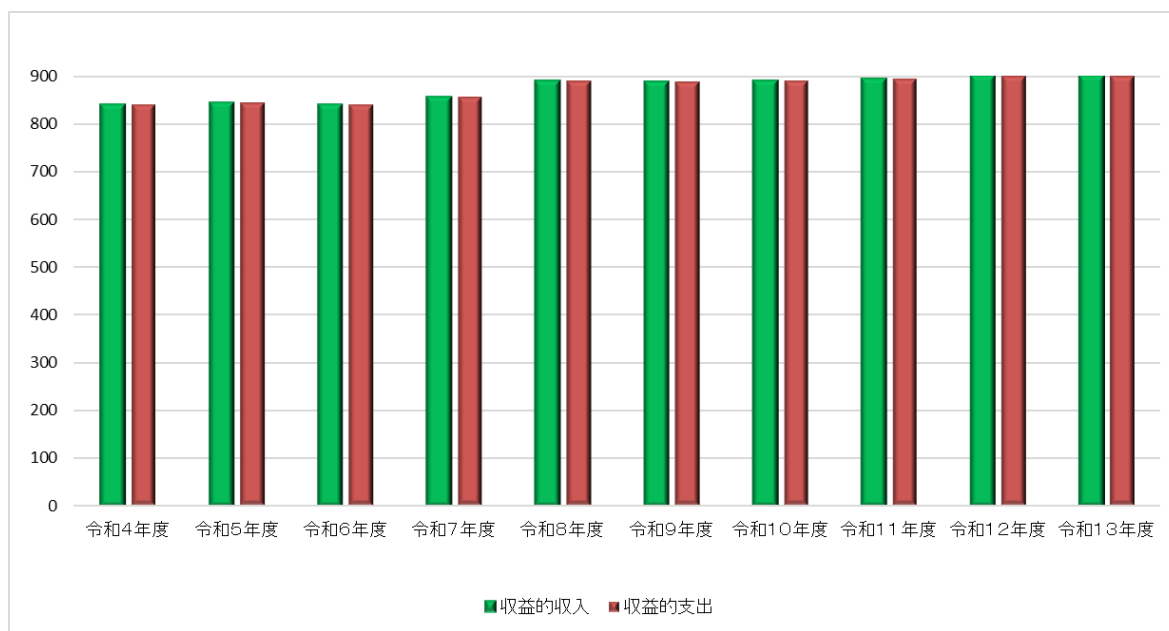
4 財政収支のまとめ

①収益的収支

人口減少に伴い使用料収入は逡減する見込みですが、令和7年度までの雨水に関する建設改良事業から生じる減価償却費に対して一般会計から繰入を受けるため、収入総額は増加しています。下水道事業は、本市のように使用料単価 150 円／m³を超える場合に、使用料で賄えない資本費について一般会計繰入金により資本費を回収することができます（繰出基準：分流式下水道等に要する経費）。

したがって、現状の繰出基準を前提とすると、令和13年度まで収益的収支の均衡を確保することができる見込みです。

【収益的収支の推移（百万円）】

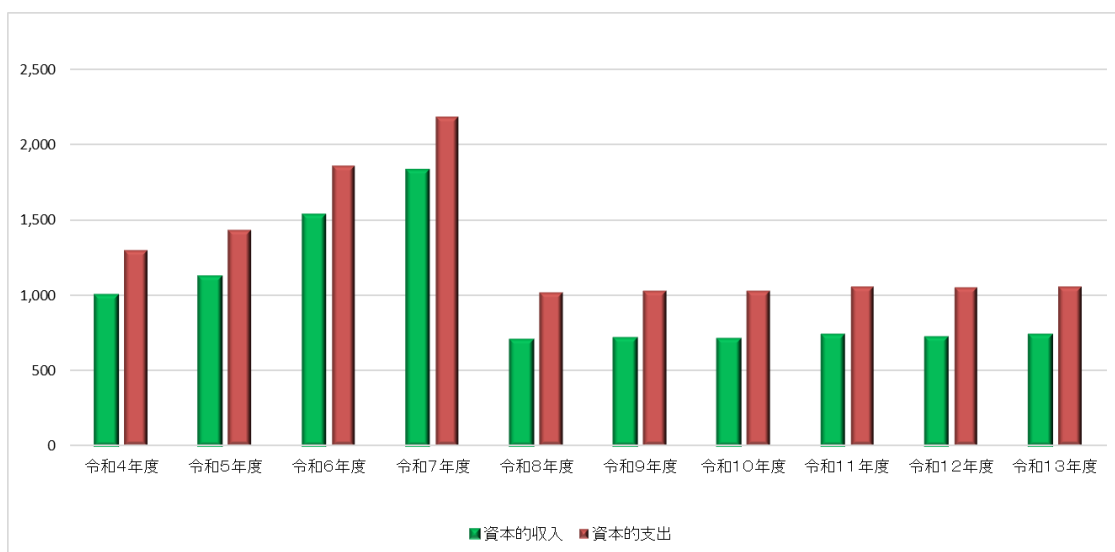


②資本的収支

令和7年度までは、公共下水道の雨水事業において大規模な建設改良が見込まれており、当該期間の建設改良費が大きくなっています(29頁参照)。それに加えて、設備更新等の改築修繕に要する支出として、平成28年度～令和2年度までの過去5年の建設改良費の平均額を見込んでいます。

国庫補助金を超える収支不足額については企業債を発行し、財源を確保する見込みです。

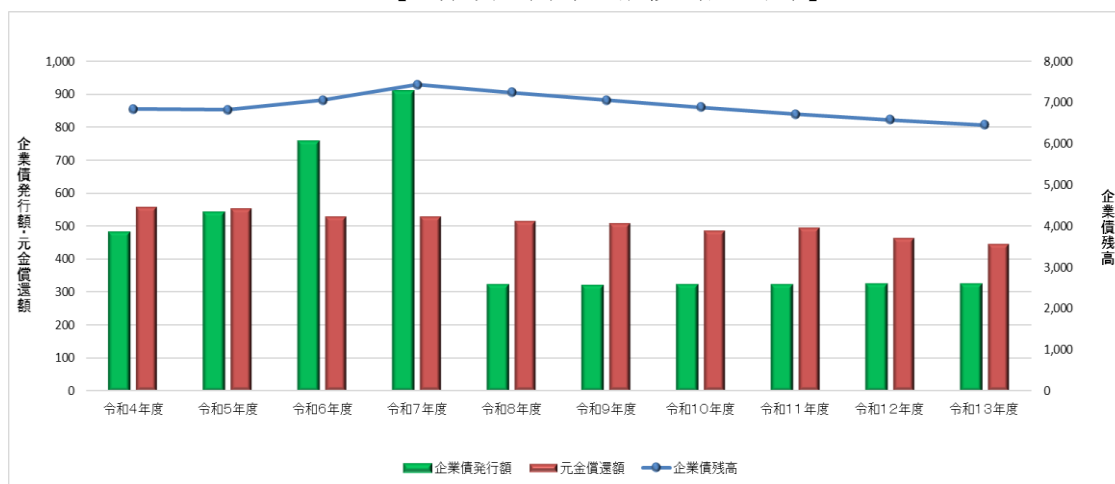
【資本的収支の推移（百万円）】



③企業債残高等の推移

令和7年度までは公共下水道の雨水事業で大規模工事が見込まれ、企業債残高が増加する見込みです。その後は償還が進み、企業債残高は逡減する見込みとなっています。

【企業債残高等の推移（百万円）】



第5章 経営戦略の事後検証・更新等

1 経営戦略の事後検証の必要性

経営戦略の計画期間は令和4年度から令和13年度の10年間ですが、「経営戦略策定ガイドライン」（総務省）では、その推進にあたり毎年度進捗管理（モニタリング）を行うとともに、3～5年に一度見直し（ローリング）を行う必要があるとされています。

2 計画の推進と点検・進捗管理の方法

経営戦略の推進のため、毎年度目標指標の達成状況を把握することで進捗管理を行います。

また、5年に一度経営戦略における投資・財政計画と実績との乖離及びその原因を分析し、その結果を経営戦略等に反映させる「計画（Plan）-実施（Do）-検証（Check）-見直し（Action）」を導入し、目標の達成状況や見直した経営戦略を住民及び利用者へ公表します。

【図：PDCAサイクル】

